

兵庫県消防団員加入促進ショート動画制作業務委託に係る企画提案コンペ実施要綱

第1 目的

この要綱は、兵庫県消防団員加入促進ショート動画制作業務委託を実施するにあたり、企画提案コンペの公平性及び良質な企画を確保し、事業を効率的かつ円滑に遂行するために必要な事項を定める。

第2 委託事業内容

支援事業の内容は、別途定める「兵庫県消防団員加入促進ショート動画制作業務委託企画提案コンペ募集要項」（以下「募集要項」という。）のとおりとする。

第3 委託金額

委託金額の上限については、1,200千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

第4 企画提案コンペ参加資格及び募集方法

- (1) 企画提案コンペに参加できる者は、募集要項で定めるとおりとする。
- (2) 企画提案コンペに参加する者は、公募により募集する。

第5 企画提案に必要な書類等

企画提案に必要な書類等は、募集要項で定めるとおりとする。

第6 審査会の設置及び構成

- (1) 採用する企画案を決定するため、審査会を設置する。
- (2) 審査会の運営及び構成については、別に定める「兵庫県消防団員加入促進ショート動画制作業務委託に係る企画提案コンペ審査会設置要綱」による。

第7 審査方法

審査は、別に定める「兵庫県消防団員加入促進ショート動画制作業務委託事業者選定にかかる企画提案コンペ審査要領」による。

第8 その他

- (1) この企画提案コンペに係る事務は、兵庫県危機管理部消防保安課において処理する。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) この企画提案コンペへの参加等に係る一切の経費は、応募団体の負担とする。
- (4) この要綱に定めるもののほか、企画提案コンペの実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年8月21日から施行する。
（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。